



口座振替納付済通知書の発行を廃止します

以下の種目において口座振替をご利用の方に「口座振替納付済通知書」を発行していますが、令和5年度から発行を廃止します。振替結果は通帳等にてご確認ください。

○対象種目

- ・市民税・県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税
- ・保育料
- ・保育所給食費実費徴収金
- ・学童保育料
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料

☑市税・国民健康保険税について…収納課 ☎963-9141、保育料・保育所給食費実費徴収金について…保育施設課 ☎963-9157、学童保育料について…青少年課 ☎963-9158、介護保険料について…介護保険課 ☎963-9168、後期高齢者医療保険料について…国保年金課 ☎963-9170



国民健康保険と後期高齢者医療制度の人間ドック検診料助成

▶対象者・助成金額・助成要件：下表のとおり

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	3月31日までに40歳以上になる方で国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	令和4年度に人間ドックの受診に要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと ・4年度に市が実施した特定健康診査または後期高齢者健康診査を受診していないこと 	

▶必要書類：▷共通…保険証、人間ドック検診料の領収証(原本)、人間ドック検診結果の写し(3月31日(金)までに検診結果の写しの提出が困難な方は事前にご連絡ください) ▷国民健康保険に加入の方…世帯主名義の振込先口座情報の分かるもの ▷後期高齢者医療制度に加入の方…受診者名義の振込先口座情報の分かるもの



市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
市・県民税納税通知書と納付書	3月10日(金)	令和4年度の市・県民税の年税額に変更があった方や新たに課税された方	市民税課 ☎963-9144

▶申請・請求：人間ドックを受診後、3月31日(金)までに申請書、問診・確認票(国民健康保険のみ)、請求書に必要書類を添えて直接国保年金課へ。申請書類は下記で配布するほか、市ホームページから印刷できます

☑国保年金課(第二庁舎1階)▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170



国民健康保険の加入・脱退は届け出義務があります

退職や就職などで国民健康保険に加入・脱退する際は、2週間以内の届け出が義務付けられています。

▶必要書類：▷加入時…社会保険の脱退日が分かるもの(資格喪失証明書、退職証明書など)、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) ▷脱退時…新たに加入した保険証、国民健康保険証、マイナンバーが分かるもの
*郵送でも手続きができます。詳しくは、下記へお問い合わせください

☑国保年金課(第二庁舎1階)☎963-9146



令和5年度市税等の新規口座振替申し込み

令和5年度第1期分から新たに市税等の口座振替を希望する方は、下記の期限までにお手続きください。

▶種目・申込み期限(目安)：▷市民税・県民税(普通徴収)…4月28日(金) ▷固定資産税・都市計画税…3月31日(金) ▷軽自動車税(種別割)…3月31日(金) ▷国民健康保険税…4月28日(金)

☑収納課☎963-9141



休日・夜間納税相談

▶日時：▷休日納税相談…3月5日(日)・4月2日(日)、9:00~15:00 ▷夜間納税相談…3月16日(休)、17:15~20:00

(休)、17:15~20:00

▶場所：収納課

▶内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

*来庁して夜間納税相談をする場合は、事前に電子申請または電話で予約が必要です

*夜間納税相談では窓口納付を受け付けていません

☑収納課(本庁舎2階)☎963-9142



埼玉県自動車税事務所支所の窓口における現金収納の終了

令和5年3月末で、埼玉県自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口における現金収納を終了します。4月以降は、便利なスマートフォン決済アプリやコンビニエンスストアでの納税をお願いします。

なお、令和5年度の自動車税種別割納税通知書は、5月中旬までにお届けする予定です。納期限の5月31日(休)までに納税をお願いします。

☑県税務課☎048-830-7606・2658、FAX048-830-4737



原付バイク等の変更手続き

原付バイク等の軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。盗難、譲渡、廃棄などの理由で所有しなくなった原付バイク等は、速やかに廃車または名義変更の手続きをしてください。

また、軽自動車や125ccを超える2輪車を県外で廃車または名義変更した場合は、軽自動車税(種別割)申告書(旧市町村用)を市民税課へご郵送ください。

☑市民税課☎963-9145

国民健康保険税第10期の納期限は3月31日(金)です

消費生活相談事例



いつでもやめられるんじゃないの?!

事例

インターネット通販サイトに、「シャンプーが初回500円、定期コースだが回数縛りなし、いつでもやめられる」とあったので注文した。初回分受け取り時に、次回は3週間後に3本まとめて商品が届き、合計2万円の請求になることを知った。高額すぎるので解約したい。解約は次回分発送の10日前までに電話で販売業者に申し出ると指定されているが、何度電話してもつながらない。

解約対応期間が短い、業者と連絡が取れないなどの相談が後を絶ちません

通信販売にクーリング・オフはなく、解約は事業者が定めた特約に従うこととなります。規約や注文内容の確認が重要ですが、「見ていなかった」というケースが多く見られます。

また、販売業者に解約等を交渉する際に、販売サイトの記載事項を検証する場合があります。しかし、ウェブサイトは書き換えたり、同じURLでも表示内容を変えたりすることができます。消費者は、自分が注文したときのサイト画面を再現できるようにするなど、トラブルに備えることが大切です。

トラブルに遭わないために以下のことに気をつけましょう

- 商品の解約には必ず販売業者の合意が必要です。注文を確定する前に、必ず規約や最終確認画面で重要事項を確認しましょう
- お得感を強調した広告や最終確認画面は、必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう
- 販売業者と電話が繋がらない場合は、いつ、何回かけたか等の履歴・メモ等を残しておきましょう

困ったときには、すぐ相談!

消費生活センター☎965-8886

消費者ホットライン☎188

*最寄りの消費生活相談窓口につながります

